

医政第 314 号 - 3
令和 4 年 11 月 9 日

静岡市保健所長 様
浜松市保健所長 様

静岡県健康福祉部長

医療機関におけるセキュリティ対策について（通知）

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
連日、医療機関に対するサイバー攻撃の事例について報道がされています。

サイバー攻撃の被害を受ける原因の1つとして、ソフトウェアの更新が適切に行われていなかったことが想定されます。

各保健所においては、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の機会等を通じて、下記の点を始めとしたセキュリティ対策を確認し、医療機関に対して注意喚起を行ってください。

なお、一般社団法人静岡県医師会長、一般社団法人静岡県歯科医師会長、公益社団法人静岡県病院協会会長、公益社団法人全国自治体病院協議会静岡県支部長、静岡県精神科病院協会会長及び各病院長宛て別添写しのとおり通知しましたので申し添えます。

記

- 基本的なセキュリティ対策の確認事項
- ・ 不審なメールは開かないでそのまま削除する。
 - ・ Windows update やソフトウェアの更新を行い、システムを最新の状態に保つ。
 - ・ ルーターやファイアウォールを始めとした、インターネット接続機器のプログラム（ファームウェア）やウイルス対策ソフトのアップデートを適切に行う。
 - ・ 万が一、システム障害が発生した場合を想定して、電子カルテ等のシステムが使えない状況下においても、診療を止めないような対応を考え、訓練を実施する。
 - ・ 復旧用にデータ及びシステムのバックアップを取っておく。

担 当 医療局医療政策課医務班
電話番号 054-221-2417

